

## 行動計画

子育てをする従業員がワークライフバランスのとれた生活が送れるようにするために、産前産後休業・育児休業（産後パパ育休）・育児休業給付金制度の周知及び利用促進環境を整える。次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標

- ①産休・育児休業に関する規定を整備し、制度について周知する
- ②育児休業期間中の業務フォロー体制を構築する
- ③6ヶ月以上休業した従業員に対し復帰前研修を実施する

3. 対策及び期間

- ①制度についてチラシを作成し、各事業所に貼り出し周知を行う  
令和7年4月～
- ②妊娠・出産（本人）の申し出をした従業員に対して個別面談を行い各種制度の説明、申請時の指導、支援を行う  
令和7年10月～
- ④復帰前に個別面談を行い、業務の見直しや勤務時間の繰上げ、繰下げ、所定労働時間短縮の制度について説明する  
令和8年4月～
- ⑤出産（配偶者）の申し出をした従業員に対して、1ヶ月以上休業する場合は直属の上司と休業期間中の業務の対応について面談を行う  
令和9年4月～
- ⑤休業期間中の業務変更内容について資料をまとめ、円滑に復帰ができるよう個別研修を行う  
令和10年4月～